

千医健第30号
令和8年2月13日

事業主様

千葉県医業健康保険組合
理事長 永嶌 嘉嗣
(公印省略)

子ども・子育て支援金制度の開始に伴う支援金の徴収等について

平素より当組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。

この制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世代を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

これにより、健康保険組合が健康保険料や介護保険料と合わせて、「子ども・子育て支援金」を下記のとおり徴収することとなります。

つきましては、子ども・子育て支援金制度のリーフレットを添付いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、子ども・子育て支援金の負担額を記載した「保険料月額表」は、令和8年4月上旬頃にKOSMO Web配信及び当組合ホームページへ掲載いたします。

また、令和8年度の健康・介護保険料率については、2月26日にKOSMO Web配信及び当組合ホームページにてお知らせいたします。

記

1. 徴収開始月について

令和8年4月分保険料(5月末日納付分)から

2. 支援金率(負担率)について

全保険者一律の支援金率は、0.23%(事業主及び被保険者の折半負担)となります。

※各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に支援金率を乗じて得た額となります。

例) 標準報酬月額が30万円の場合

300,000円×0.23% = 690円(事業主負担:345円、被保険者負担:345円)

【照会先】
担当:管理課
電話:043-215-8205

令和8年度より開始します

「子ども・子育て支援金制度」

POINT 1 子ども・子育て支援金制度って何？

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連携のしくみです。

令和8年4月保険料（5月納付分）より

一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。

一般保険料 + 介護保険料（※40歳以上） + 子ども・子育て支援金 **追加**



POINT 2 納めた支援金は何に使われるの？

子ども・子育て支援金を財源として、子ども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。加速化プランでは、わが国の少子化対策を促進するために児童手当の拡充等の給付の拡充などを行います。

- 妊婦のための支援給付（10万円相当の経済的支援）
- 出生後休業支援（育休給付率を手取り10割相当に）
- 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付） 等

POINT 3 どのくらい負担するの？

- 負担率（支援金率）は、令和8年度0.23%からスタートし、10年度には0.4%程度に段階的に上がることが想定されます。
- ただし、国が令和10年度の支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩上がりに増え続けることはありません。

<各年度の支援納付金の総額>

※（）は支援金率

R 8年度 ... 約6,000億円（0.23%）

R 9年度 ... 約8,000億円

R 10年度 ... 約1兆円（約0.4%）
↓ 最大値

R 11年度以降は約1兆円の範囲内で推移

一人当たり負担額

※イメージ※



（標準報酬月額×支援金率＝毎月の負担額）

例）標準報酬月額が30万の場合（令和8年度）

$$30\text{万円} \times 0.23\% = 690\text{円}/月$$



事業主負担
345円



被保険者負担
345円

※賞与が支払われた際には、賞与からも徴収されます

※健康保険料免除と同様に、産休中や育休中の方は、支援金の徴収が免除されます。

※本リーフレットは、こども家庭庁・厚生労働省と内容を調整・確認のうえ作成しています。